

ケアプラン作成費用 自己負担導入が焦点

介護保険改正 利用控え懸念

来年の通常国会での介護保険法改正に向け、在宅サービスの利用計画「ケアプラン」の作成費用に自己負担を導入するかが、主な検討課題になる見込みだ。社会保障費の抑制が狙いだ。介護サービスの利用控えと重症化につながることへの懸念も根強い。秋から本格化する社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）での議論は難航しそうだ。

介護保険を利用するにあたり、ケアプランは月1回作成する必要がある。本人や家族が作ることもできるが、手続きが煩雑だとし、ケアマネジャーに任せることが多い。プラン作成を含むケアマネジメント費

厚労省幹部は「今回の制度改正の議論は、プラン作成の自己負担が柱になる」と指摘。介護サービス利用時の自己負担（原則1割）の引き上げに比べ、ハードルは低いとの見方を示す。ただ、自民党は参院選の際に発表した総合政策集で「プラン作成などは」介護保険制度で全額を賄う現行制度を堅持」と明記し、自己負担の導入には否定的だ。

利用者の自己負担はない。2018年に10・7兆円だった介護保険費用は、25年に15・3兆円、40年には25・8兆円に膨らむ見通しで、抑制が課題になっている。17年度のケアプラン作成費などは、介護費用全体の4・9%にあたる4885億円だった。財政制度等審議会（財務相の諮問機関）は6月、プラン作成などへの自己負担の導入を提言。負担の納得度を高めるため、プラン内容が適切かを評価する仕組みも求めた。

介護保険の改悪議論を加速

家族介護の負担増や重症も

資料
朝日新聞

政府の社会保障「改革」案

参議院選挙が終わったとたん、政府は社会保障改悪の動きを強めています。

安倍総理は22日の記者会見で「社会保障全般にわたる改革を進めて、今後、具体的な議論を加速していく」と表明。介護保険制度の改悪が焦点になりそうです。

利用料引き上げ

政府は、2014年に要支援1、2の人を自治体が独自に運営する「総合事業」移行させたのに続き要介護1、2の人の生活援助サービスも「総合事業」に移そうとしています。

今後、介護保険部会で議論を取りまとめ、来年の通常国会に法案を提出する構えです。

さらに、財政制度等審議会では介護保険の使用料を1割から2割に引き上げると、ケアプラン作成費用の有料化などを要求しています。

しかし自治体が独自に運営する「総合事業」では、本人の意思とは無関係に介護の「卒業」を迫る自治体が後を絶ちません。要介護1、2の人まで保険給付から締め出されれば、介護難民や家族介護の負担増、重症化などに繋がります。

2016年の参議院選が終わった直後の介護保険部会では、「軽度者への支援の在り方」として「要介護1、2」の生活援助の保険給付を外し、福祉用具の貸与の原則自己負担化などが打ち出されました。

「これ以上の改悪は許さない」の声を大きく

政府が狙う介護保険制度の改悪は、これまでに何度となく否定されてきた「悪法」で、しが医療生協はこれ以上の改悪や負担増を許さない戦いをみなさんと進めていきます。